

議案第 99 号

指定管理者の指定について（加西市史跡公園）

次の者を加西市史跡公園の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加西市長 西 村 和 平

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
玉丘史跡公園	加西市玉丘町 76 番地
笹塚公園	加西市北条町古坂 7 丁目 217 番地

2 指定管理者

加古川市西神吉町宮前 7 1 1 番地の 2
株式会社 清光社

3 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(審議資料)

加西市史跡公園の指定管理者の指定につき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- (1) 指定管理者 株式会社 清光社
- (2) 所在地 加古川市西神吉町宮前 7 1 1 番地の 2
- (3) 指定期間 5 年間 (平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 6 年 3 月 3 1 日)
- (4) 指定管理料 4 1, 4 3 0, 0 0 0 円 (5 年間: 税込)
- (5) 会社の事業 建物総合管理業、ビル清掃業、労働者派遣事業等
- (6) 指定管理実績 加西市 (古法華自然公園研修施設、玉丘史跡公園)、
三田市 (淡路風車の丘、心道会館)、高砂市 (青年の家)
- (7) 審査結果

審査項目	配点	㈱清光社	団体 A
1.施設設置目的の達成について	10 点	8.2	5.0
2.市民の平等利用の確保と市民サービスの向上について	10 点	6.3	4.5
3.施設の効用の最大化と管理経費の縮減について	10 点	6.3	4.6
4.施設の維持管理について	10 点	4.6	7.4
5.施設を管理運営する組織体制について	10 点	6.5	3.7
6.自主事業について	10 点	7.0	1.4
7.提案金額の比較について	30 点	24.0	24.0
8.その他	10 点	5.9	4.6
合計	100 点	68.8	55.2
インセンティブ加点 (H28・29 評価)	-5～+10	0	—
総合評価		68.8	55.2